

農業者年金の 保険料の国庫補助で 将来の安心を!

～39歳までの皆様へ



保険料の国庫補助

一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助による手厚い政策支援があります。

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- 1 39歳までに加入
- 2 農業所得が900万円以下
- 3 認定農業者で青色申告者等(下表) を満たせば受けられます。

保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	-

※国庫補助額は保険料月額2万円(固定)に対する補助額(割合)です。
 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。
 ※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
 ※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります。)又は通常の保険料への変更が必要です。

- 保険料の国庫補助を受けられる期間**は最長20年間です。(35歳以上の支援は最長で10年間です。)
- 国庫補助を受けている間の保険料**は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合**は通常の保険料(月額2万円～6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です。)になります。



年金は65歳から受給できます

農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。

毎月の保険料が少なくても長い間納めると多くの年金の受給が期待できます。

つまり、**若い時から加入すれば、月々の負担が少なくても豊かな老後生活に備えることができます。**



農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間		保険料の国庫補助のない加入の場合		保険料の国庫補助を受ける加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給額計(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	77万円	744万円	78万円	55万円	23万円
		女性		65万円		65万円	47万円	18万円
30歳	30年	男性	720万円	51万円	588万円	52万円	40万円	12万円
		女性		43万円		44万円	34万円	10万円
35歳	25年	男性	600万円	40万円	528万円	40万円	34万円	6万円
		女性		34万円		34万円	29万円	5万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ平成30年度は、0.35%です。(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)

●積立方式・確定拠出型の終身年金です。制度発足以降15年間の運用利回りは、**年率で+2.77%**です。運用益は非課税で年金原資として積み上がります。

●保険料の全額が社会保険料控除の税制優遇措置を受けられます!

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。国庫補助を受けていても、自ら支払った保険料は、家族の分も含めて全額社会保険料控除の対象です。さらに、いつでも通常加入に変更でき、保険料の額も見直せます。

●国庫補助部分の年金を受給するには、**経営継承が必要です。**

国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、原則65歳から生涯受け取ることができます。(60歳からの繰上げ受給も可能です。)

国庫補助部分の年金を受給する際には、加入期間として20年以上(カラ期間を含む)、と経営継承が必要となります。経営継承の時期についての年齢制限はありませんので、65歳を超えてもかまいません。また、国庫補助の部分に関しては、死亡一時金の適用はありません。

●納められた保険料につきましては、途中で脱退されても**脱退一時金は支払われません。将来、年金として支給されます。**

●脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

詳しくは…

農業者年金基金 検索 <http://www.nounen.go.jp>



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会か JA または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL : **03-3502-3199** (相談員) TEL : **03-3502-3942** (企画調整室)

